

業務改善助成金

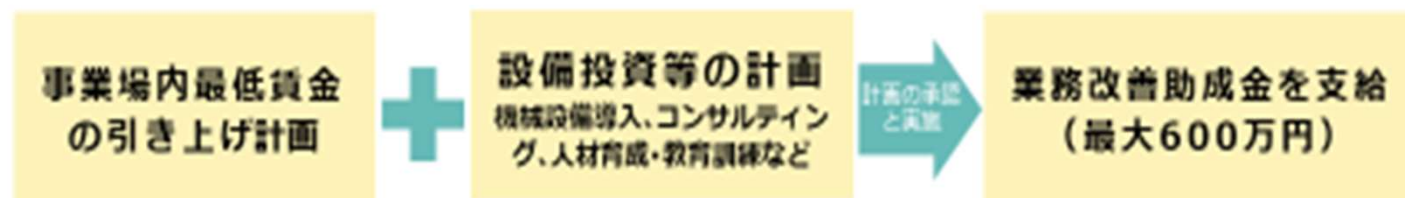
◆内容：事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を**30円以上引き上げ**、**生産性向上に資する設備投資**等を行った場合に、その費用の一部を助成。

◆対象となる設備投資の例：POSレジシステム導入による在庫管理の短縮・
リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮・顧客管理情報のシステム化等

◆対象事業者：事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること等

例）時給1050円の従業員を1,100円に引き上げる千葉県の事業所
（R6.千葉県最低賃金1026円）

◆申請スケジュール



業務改善助成金

◆助成金額の計算方法：設備投資の費用×助成率
（千葉県は3／4）と右記上限額とを比較し、いずれか低い方

例）
千葉県の20名の事業所、設備投資額500万円
時給1,050円→1,150円に昇給予定の労働者数が4名

500万円×3／4＝375万円・・・①

右記表より90円コース4～6人：290万円・・・②

⇒この場合は、290万円を助成

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。